

※ 本リリースは国土交通記者会・交通運輸記者会に配布しております。

2021年11月17日

理事長 清野 智

訪日外客数（2021年10月推計値）

～ 10月：22,100人、国際的な移動の制約続く ～

- 2021年10月の訪日外客数は22,100人であった。これは、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）感染拡大防止策の一環として一部の例外を除いて国境をまたぐ往来が停止されていることによるもので、COVID-19の影響前の2019年同月比99.1%減に相当する。
- 2020年1月下旬以降のCOVID-19の拡大により、多くの国で海外渡航制限等の措置が取られ、日本においても検疫強化、査証の無効化等の措置が取られる中で、COVID-19の感染状況の変化により日本及び各国の措置は緩和・強化が繰り返されてきた。日本においては、感染拡大防止のため検疫の強化等の措置が引き続き取られており、2021年10月以降一部の国・地域からのワクチン接種証明書保持者の待機期間の短縮など入国後の行動制限が緩和されたが、訪日外客数は依然として低水準である。
- 他方、ワクチン接種の普及等を受けて、入国制限や入国後の行動制限を緩和する国も増加している。日本においても、2021年11月8日以降、一定の条件の下に、商用・就労目的の短期間の滞在者及び就労・留学生・技能実習生等の長期間の滞在者について、外国人の新規入国を認めることとされた。また、引き続き一時停止となっている観光目的の入国についても、国内の感染状況等も踏まえつつ、年内を目途に行動管理の実効性等について検証を行った上で、団体観光の入国再開に向けて検討を進めていくこととされた。このような各国の出入国規制の変化や感染状況の変化を踏まえ市場動向を引き続き注視していく必要がある。

* 本資料では、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

* 月別推計値と2003年以降の訪日外客数は、下記リンク「訪日外客数の動向」参照のこと。

https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/index.html

「月別推計値（Excel）」、「国籍/月別 訪日外客数（2003年～2021年）（PDF・Excel）」

* 最新の市場動向トピックスは下記リンク参照のこと。（※9・10月のトピックスは2021年11月末頃に掲載予定。）

https://www.jnto.go.jp/jpn/inbound_market/report.html

* 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

【お問い合わせ先】

企画総室 調査・マーケティング統括グループ

TEL：03-5369-6020 E-MAIL：data@jnto.go.jp

2021年 訪日外客数・出国日本人数 (対2019年比)

2021 Visitor Arrivals & Japanese Overseas Travelers (Compared to 2019)

日本政府観光局(JNTO)
Japan National Tourism Organization(JNTO)

2021年11月17日
17/Nov/2021

(単位: 人 / Unit: Persons)

	訪日外客数 Visitor Arrivals			出国日本人数 Japanese Overseas Travelers		
	2019	2021	伸率 Change %	2019	2021	伸率 Change %
1 Jan.	2,689,339 (2,345,029)	46,522 (547)	-98.3 (-100.0)	1,452,157	48,691	-96.6
2 Feb.	2,604,322 (2,341,479)	7,355 (266)	-99.7 (-100.0)	1,534,792	24,807	-98.4
3 Mar.	2,760,136 (2,411,650)	12,276 (374)	-99.6 (-100.0)	1,929,915	28,896	-98.5
4 Apr.	2,926,685 (2,640,569)	10,853 (740)	-99.6 (-100.0)	1,666,546	35,905	-97.8
5 May	2,773,091 (2,455,865)	10,035 (1,057)	-99.6 (-100.0)	1,437,929	30,121	-97.9
6 Jun.	2,880,041 (2,614,533)	9,251 (1,657)	-99.7 (-99.9)	1,520,993	30,666	-98.0
7 Jul.	2,991,189 (2,713,329)	51,055 (42,621)	-98.3 (-98.4)	1,659,166	43,184	-97.4
8 Aug.	2,520,134 (2,206,746)	25,916 (13,304)	-99.0 (-99.4)	2,109,568	66,051	-96.9
9 Sep.	2,272,883 (1,913,105)	*17,700	*-99.2	1,751,477	52,367	-97.0
10 Oct.	2,496,568 (2,177,382)	*22,100	*-99.1	1,663,474	*50,800	*-96.9
11 Nov.	2,441,274 (2,145,425)			1,642,333		
12 Dec.	2,526,387 (2,292,029)			1,712,319		
1~10 Jan.-Oct.	26,914,388 (23,819,687)	*213,100	*-99.2	16,726,017	*411,500	*-97.5
1~12 Jan.-Dec.	31,882,049 (28,257,141)			20,080,669		

◆注1: 本資料では、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

◆注2: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注3: 訪日外客数のうち、2021年の*印の斜体部分は推計値、その他の値は確定値である。

◆注4: 訪日外客数及び*印の出国日本人数は法務省資料を基にJNTOが算出し、それ以外の出国日本人数は法務省資料を転記した数値である。

◆注5: ()内は、総数のうちの観光客数である。

◆注6: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

◆Note 1. We compared visitor arrivals figures for 2021 to those for 2019 to get rid of the effect of COVID-19.

◆Note 2. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 3. The figures for Visitor Arrivals are definitive (2019) and provisional (2021), while * stands for the preliminary ones, compiled and estimated by JNTO.

◆Note 4. The figures for Japanese Overseas Travelers are provided by the Ministry of Justice.

◆Note 5. The figures in () represent the number of tourists among the total.

【参考】2021年 訪日外客数・出国日本人数（対2020年比）

【reference】2021 Visitor Arrivals & Japanese Overseas Travelers (Compared to 2020)

日本政府観光局(JNTO)

Japan National Tourism Organization(JNTO)

2021年11月17日

17/Nov/2021

(単位:人 / Unit: Persons)

	訪日外客数 Visitor Arrivals			出国日本人数 Japanese Overseas Travelers		
	2020	2021	伸率 Change %	2020	2021	伸率 Change %
1 Jan.	2,661,022 (2,287,755)	46,522 (547)	-98.3 (-100.0)	1,380,762	48,691	-96.5
2 Feb.	1,085,147 (898,976)	7,355 (266)	-99.3 (-100.0)	1,316,820	24,807	-98.1
3 Mar.	193,658 (119,645)	12,276 (374)	-93.7 (-99.7)	272,697	28,896	-89.4
4 Apr.	2,917 (776)	10,853 (740)	272.1 (-4.6)	3,915	35,905	817.1
5 May	1,663 (108)	10,035 (1,057)	503.4 (878.7)	5,539	30,121	443.8
6 Jun.	2,565 (226)	9,251 (1,657)	260.7 (633.2)	10,663	30,666	187.6
7 Jul.	3,782 (418)	51,055 (42,621)	1249.9 (10,096.4)	20,295	43,184	112.8
8 Aug.	8,658 (482)	25,916 (13,304)	199.3 (2,660.2)	37,137	66,051	77.9
9 Sep.	13,684 (497)	*17,700	*29.3	31,606	52,367	65.7
10 Oct.	27,386 (760)	*22,100	*-19.3	31,049	*50,800	*63.6
11 Nov.	56,673 (1,030)			30,703		
12 Dec.	58,673 (1,557)			33,033		
1~10 Jan.-Oct.	4,000,482 (3,309,643)	*213,100	*-94.7	3,110,483	*411,500	*-86.8
1~12 Jan.-Dec.	4,115,828 (3,312,230)			3,174,219		

◆注1: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注2: 訪日外客数のうち、2021年の*印の斜体部分は推計値、その他の値は暫定値、2020年の値は確定値である。

◆注3: 訪日外客数及び*印の出国日本人数は法務省資料を基にJNTOが算出し、それ以外の出国日本人数は法務省資料を転記した数値である。

◆注4: ()内は、総数のうちの観光客数である。

◆注5: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

◆Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 2. The figures for Visitor Arrivals are definitive (2020) and provisional (2021), while * stands for the preliminary ones, compiled and estimated by JNTO.

◆Note 3. The figures for Japanese Overseas Travelers are provided by the Ministry of Justice.

◆Note 4. The figures in () represent the number of tourists among the total.

2021年10月 訪日外客数（JNTO推計値）（対2019年比）

Visitor Arrivals for Oct. 2021 (Preliminary figures by JNTO)(Compared to 2019)

国・地域	Country/Area	総数 Total			総数 Total		
		2019年 10月	2021年 10月	伸率(%)	2019年 1月～10月	2021年 1月～10月	伸率(%)
総数	Grand Total	2,496,568	22,100	-99.1	26,914,388	213,100	-99.2
韓国	South Korea	197,281	1,900	-99.0	5,131,596	15,800	-99.7
中国	China	730,631	4,000	-99.5	8,133,209	37,300	-99.5
台湾	Taiwan	413,701	400	-99.9	4,150,231	4,300	-99.9
香港	Hong Kong	180,562	100	-99.9	1,841,448	1,000	-99.9
タイ	Thailand	145,333	200	-99.9	1,013,776	2,400	-99.8
シンガポール	Singapore	41,937	70	-99.8	326,581	720	-99.8
マレーシア	Malaysia	48,864	200	-99.6	358,355	1,600	-99.6
インドネシア	Indonesia	34,094	500	-98.5	316,363	4,300	-98.6
フィリピン	Philippines	64,690	900	-98.6	466,809	4,800	-99.0
ベトナム	Vietnam	46,510	1,000	-97.8	422,553	24,400	-94.2
インド	India	13,929	1,500	-89.2	149,294	6,000	-96.0
豪州	Australia	51,563	300	-99.4	500,791	3,000	-99.4
米国	U.S.A.	153,363	2,000	-98.7	1,430,370	17,600	-98.8
カナダ	Canada	37,667	300	-99.2	306,814	3,100	-99.0
メキシコ	Mexico	7,385	50	-99.3	58,752	1,030	-98.2
英国	United Kingdom	68,401	400	-99.4	358,820	6,600	-98.2
フランス	France	39,457	400	-99.0	291,782	6,500	-97.8
ドイツ	Germany	26,276	400	-98.5	203,380	4,900	-97.6
イタリア	Italy	14,731	200	-98.6	139,223	3,200	-97.7
ロシア	Russia	14,348	300	-97.9	98,068	3,300	-96.6
スペイン	Spain	13,739	100	-99.3	112,413	2,800	-97.5
中東地域	Middle East	11,955	200	-98.3	79,770	2,700	-96.6
その他	Others	140,151	6,680	-95.2	1,023,990	55,750	-94.6

◆注1: 本資料では、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

◆注2: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注3: 上記の2019年の数値は確定値、2021年の数値は推計値である。

◆注4: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。
なお、上記の訪日外客には、乗員は含まれない。

◆注5: 中東地域はイスラエル、トルコ、GCC6か国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート）を指す。

◆注6: 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化により、上陸拒否対象国からは特段の事情がない限り入国できない(上陸拒否対象国:160の国、地域(10月26日現在))

◆Note 1. We compared visitor arrivals figures for 2021 to those for 2019 to get rid of the effect of COVID-19.

◆Note 2. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 3. Above figures for 2019 are definitive, while figures for 2021 are the preliminary ones estimated by JNTO.

◆Note 4. Visitor arrivals exclude permanent residents whose primary place of residence is in Japan and include travelers entering Japan for transit.

Foreigners entering or re-entering Japan, such as expatriates and their families, and international students are included in visitor arrivals to Japan. Crew members are excluded.

◆Note 5. Middle East refers to Israel, Turkey, and the Gulf Cooperation Council countries (Saudi Arabia, UAE, Bahrain, Oman, Qatar, Kuwait).

◆Note 6. Foreigners who have stayed in countries or regions subject to denial of landing are denied permission to enter Japan unless there are exceptional circumstances.
(160 countries or regions are subject to denial of landing as of October 26th).

【参考】2021年10月 訪日外客数（JNTO推計値）（対2020年比）

[reference] Visitor Arrivals for Oct. 2021 (Preliminary figures by JNTO)(Compared to 2020)

国・地域	Country/Area	総数 Total			総数 Total		
		2020年 10月	2021年 10月	伸率(%)	2020年 1月～10月	2021年 1月～10月	伸率(%)
総数	Grand Total	27,386	22,100	-19.3	4,000,482	213,100	-94.7
韓国	South Korea	2,021	1,900	-6.0	482,306	15,800	-96.7
中国	China	4,502	4,000	-11.2	1,032,744	37,300	-96.4
台湾	Taiwan	1,258	400	-68.2	692,324	4,300	-99.4
香港	Hong Kong	221	100	-54.8	345,280	1,000	-99.7
タイ	Thailand	1,365	200	-85.3	218,112	2,400	-98.9
シンガポール	Singapore	140	70	-50.0	54,991	720	-98.7
マレーシア	Malaysia	630	200	-68.3	75,843	1,600	-97.9
インドネシア	Indonesia	675	500	-25.9	70,978	4,300	-93.9
フィリピン	Philippines	423	900	112.8	105,087	4,800	-95.4
ベトナム	Vietnam	6,162	1,000	-83.8	122,116	24,400	-80.0
インド	India	714	1,500	110.1	24,265	6,000	-75.3
豪州	Australia	200	300	50.0	143,089	3,000	-97.9
米国	U.S.A.	932	2,000	114.6	216,868	17,600	-91.9
カナダ	Canada	118	300	154.2	53,048	3,100	-94.2
メキシコ	Mexico	34	50	47.1	9,422	1,030	-89.1
英国	United Kingdom	253	400	58.1	50,367	6,600	-86.9
フランス	France	449	400	-10.9	42,180	6,500	-84.6
ドイツ	Germany	269	400	48.7	29,146	4,900	-83.2
イタリア	Italy	133	200	50.4	13,407	3,200	-76.1
ロシア	Russia	304	300	-1.3	21,200	3,300	-84.4
スペイン	Spain	100	100	0.0	11,506	2,800	-75.7
中東地域	Middle East	194	200	3.1	7,539	2,700	-64.2
その他	Others	6,289	6,680	6.2	178,664	55,750	-68.8

◆注1：本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注2：上記の2020年の数値は確定値、2021年の数値は推計値である。

◆注3：訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。
なお、上記の訪日外客には、乗員は含まれない。

◆注4：中東地域はイスラエル、トルコ、GCC6か国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート）を指す。

◆注5：新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化により、上陸拒否対象国からは特段の事情がない限り入国できない(上陸拒否対象国：160の国、地域(10月26日現在))

◆Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 2. Above figures for 2020 are definitive, while figures for 2021 are the preliminary ones estimated by JNTO.

◆Note 3. Visitor arrivals exclude permanent residents whose primary place of residence is in Japan and include travelers entering Japan for transit.

Foreigners entering or re-entering Japan, such as expatriates and their families, and international students are included in visitor arrivals to Japan. Crew members are excluded.

◆Note 4. Middle East refers to Israel, Turkey, and the Gulf Cooperation Council countries (Saudi Arabia, UAE, Bahrain, Oman, Qatar, Kuwait).

◆Note 5. Foreigners who have stayed in countries or regions subject to denial of landing are denied permission to enter Japan unless there are exceptional circumstances.

(160 countries or regions are subject to denial of landing as of October 26th).

地域別訪日旅行市場の概況

参考：日本政府は、2020年12月28日以降原則として全ての国・地域からの新規入国を一時停止し、「特段の事情」がある場合に限り新規入国を認めることとしているところ、2021年11月8日以降、商用・就労目的の短期間（3月以下）の滞在者及び長期間の滞在者について、日本国内の受入責任者から業所管省庁へ提出した誓約書及び活動計画書を含む申請書が事前に業所管省庁の審査を受けたことを条件に、原則として認めることとした。また、事前に業所管省庁の審査を受けた再入国の外国人、商用・就労目的の短期間（3月以下）の滞在者等については、一部の国から入国する場合、有効なワクチン接種証明書を保持し、かつ、入国後14日目までの待機施設等での待機期間中、入国後3日目以降に改めて自主的に受けた検査の陰性の結果を厚生労働省に届け出れば、入国後4日目以降の残りの待機施設等での待機期間中、受入責任者の管理の下に活動計画書の記載に沿った活動が認められる。なお、10月1日以降、一部の国から入国する場合、有効なワクチン接種証明書を保持し、かつ、入国後14日目までの自宅等での待機期間中、入国後10日目以降に改めて自主的に受けた検査の陰性の結果を厚生労働省に届け出れば、残りの期間の自宅等での待機が不要となる等の措置が実施されている。

注) 当該「地域別訪日旅行市場の概況」においては、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

1. アジア

①東アジア

- 韓国は、1,900人（対2019年同月比99.0%減）であった。
 - ・ COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。
 - ・ 韓国政府による日本への海外旅行の中止、延期を国民に要請する特別旅行注意報が引き続き発令されており、11月13日までと発表されている。 自国民の日本からの入国については、出国前72時間以内に発給されたPCR検査陰性証明書の提示、入国後1日以内のPCR検査の受検、原則14日間の自宅又は施設での隔離及び隔離期間解除前の検査受検等が義務づけられている。 なお、10月1日より、日本が変異株流行国から除外され、韓国内で2回のワクチンを接種し、14日以上が経過してから出国した者が日本から帰国する際に、PCR検査で陰性であれば、入国後計3回のPCR検査受検により、隔離義務の免除が受けられるようになった。
 - ・ 日本への直行便は、2021年11月も引き続き大幅な運休・減便となっている。
- 中国は、4,000人（対2019年同月比99.5%減）であった。
 - ・ COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・14日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。

- ・2020年4月21日以降、中国政府外交部より海外旅行自粛の指示が出されていることから、観光客の日本への渡航は実質的に不可能な状況が続いている。自国民の日本からの入国については、フライト搭乗前2日以内に実施したPCR検査と抗体検査(IgM抗体検査)の陰性証明の取得及び搭乗時の陰性証明書の提示、原則として14日間の施設での隔離等が求められている。

- ・日本への直行便は、2021年11月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

- 台湾は、400人(対2019年同月比99.9%減)であった。

- ・COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化(検査・14日間待機等)、査証免除措置の停止の対象となっている。

- ・台湾における日本への渡航警戒レベルは不要不急の渡航自粛等が続いている。台湾人の日本からの入境については、入境時と14日間の防疫ホテル等での隔離期間終了時のPCR検査受検、隔離開始後10~12日目の抗原検査受検が求められている。

- ・日本への直行便は、2021年11月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

- 香港は、100人(対2019年同月比99.9%減)であった。

- ・COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化(検査・待機等)、査証の効力停止等の対象となっている。

- ・香港政府による日本への海外渡航の自粛が要請されている。香港市民の日本からの入境については、入境時に日本出発前72時間以内のPCR検査陰性証明書の提出、PCR検査等の受検及び21日間の指定ホテルでの隔離等が求められている。なお、ワクチン接種済みであれば、日本からの入境時の隔離期間は14日間に短縮される。

- ・日本への直行便は 2021年11月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

② 東南アジア

- タイは、200人(対2019年同月比99.9%減)であった。

- ・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化(検査・待機等)、査証の効力停止等の対象となっている。

- ・自国民の日本からの入国について、到着時のPCR検査受検、陰性証明書の所持、10日間の隔離等が義務付けられている。なお、11月1日以降、ワクチン接種完了者は、所定の条件を満たせば隔離措置が免除される。

- ・日本への直行便は、タイ政府の許可した臨時便、特別便を除き、2021年11月も引き続き

運休となっている。

● シンガポールは、70人（対2019年同月比99.8%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・ シンガポール政府から、引き続き、日本への海外旅行の延期勧告が出されている。自国民の日本からの入国については、出国前48時間以内及び入国時のPCR検査受検、政府指定施設での7日間の隔離、隔離終了前の指定された日のPCR検査受検が義務付けられている。なお、ワクチン接種完了者は条件を満たせば指定施設に代えて自宅や自己手配ホテルでの隔離が可能になっている。
- ・ 日本への直行便は、2021年11月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● マレーシアは、200人（対2019年同月比99.6%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・ マレーシア政府から出された活動制限令により日本への出国禁止が継続されているが、10月11日以降、ワクチン接種完了者の日本への渡航が許可された。自国民の日本からの入国については、マレーシアへの出発3日前のスワブ検査と入国時のPCR検査、10日間の隔離及び隔離施設退出2日前のPCR検査受検が義務付けられている。ワクチン接種完了者は、条件を満たせば指定施設に代えて自宅隔離が可能になっている。
- ・ 日本への直行便は、2021年11月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● インドネシアは、500人（対2019年同月比98.5%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・ インドネシア政府により、自国民に対し出入国時のワクチン接種証明書の提示が求められている。原則として必要回数のワクチン接種が完了している自国民の日本からの入国については、PCR検査の陰性証明書の提出及び到着時と到着後3日目のPCR検査受検と3日間の政府指定施設での隔離の後、入国後14日目までの自己隔離が義務付けられている。
- ・ 日本への直行便は、2021年11月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● フィリピンは、900人（対2019年同月比98.6%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・待機等）、査証の効力

停止等の対象となっている。なお、2021年11月8日以降、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、有効なワクチン接種証明書を保持していない者は、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等の対象となっている。

・ 2020年10月21日より、フィリピン人の自由な海外渡航が許可されたが、自国民の日本からの入国については、入国後14日間の隔離が義務付けられている。入国後7日間は指定ホテルでの隔離となり、PCR検査を受検し、陰性の場合は自宅等に移り、入国から14日間の隔離となっている。なお、ワクチン接種完了者は、入国後5日間の指定ホテルでの隔離と、その後入国から10日目まで自宅隔離となる。

・ 日本への直行便は、2021年11月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● ベトナムは、1,000人（対2019年同月比97.8%減）であった。

・ COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。

・ 自国民の日本からの入国については、陰性証明書等の提出と入国後14日間の集中隔離及びその後の14日間、自宅・居住地での健康観察、外出の差し控え等を行うこととされているが、隔離期間終了後の扱いについては、勤務先又は居住先の省・市によって異なる。一方、2021年9月以降の一部路線では、一定の条件を満たしたワクチン接種者について、集中隔離期間を7日間、その後の健康観察期間を7日間としている。

・ 日本への直行便は2021年11月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● インドは、1,500人（対2019年同月比89.2%減）であった。

・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・14日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。

・ インド政府から、引き続き、日本への海外旅行の延期勧告が出されている。自国民の日本からの入国については、自宅等での14日間の隔離等（PCR検査の陰性証明を出国前72時間以内に取得すれば14日間のセルフモニタリングの実施のみ）が必要となる。

・ 日本への直行便は、観光目的以外の人的往来を可能とする二国間協定等による臨時便を除き、2021年11月も引き続き運休となっている。

2. 豪州、北米

● 豪州は、300人（対2019年同月比99.4%減）であった。

・ COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・待機等）、査証免除措置停止の対

象となっている。

- ・ 豪州政府による日本への海外渡航禁止が継続しているが、ワクチン接種完了者は十分注意として海外渡航が可能となる。自国民の日本からの入国については、フライト出発予定時刻の 72 時間以内の PCR 検査受検及び空港での陰性証明書の提示と指定された施設における 14 日間の隔離が義務付けられている。

- ・ 日本への直行便は、2021 年 11 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 米国は、2,000 人（対 2019 年同月比 98.7%減）であった。

- ・ COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・待機等）の対象となっている。

- ・ 米国政府により、日本への渡航はレベル 3 の「渡航の再検討」とされている。自国民の日本からの入国については、出国前 24 時間以内に取得した陰性証明書の提示が義務付けられているほか、帰国後、3～5 日後に PCR 検査を受検のうえ自宅等での 7 日間の自己隔離、PCR 検査を受検しない場合は 10 日間の自己隔離が求められている。なお、ワクチン接種完了者は提示を義務付けられている陰性証明書の取得は出国前 72 時間以内、隔離不要となるが、3～5 日後の PCR 検査で陽性となった場合には隔離が求められる。

- ・ 日本への直行便は、2021 年 11 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● カナダは、300 人（対 2019 年同月比 99.2%減）であった。

- ・ COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・待機等）の対象となっている。

- ・ 自国民の日本からの入国については、出国前 72 時間以内に取得した陰性証明書の提示、上陸時の PCR 検査の受検、8 日目の PCR 検査再受検、14 日間の隔離等が義務付けられている。なお、政府指定のワクチンを入国 14 日前以前に 2 回接種済みの場合、入国時の検査対象として無作為抽出されなければ、入国時及び 8 日目の PCR 検査再受検、14 日間の隔離が不要となる。

- ・ 日本への直行便は、2021 年 11 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● メキシコは、50 人（対 2019 年同月比 99.3%減）であった。

- ・ COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・14 日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。

- ・ 日本への直行便は、2021 年 11 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

3. 欧州

● 英国は、400人（対2019年同月比99.4%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域として、当分の間、有効なワクチン接種証明書を保持していない者は、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等の対象となっている。
- ・ 自国民の日本からの入国については、旅行を開始する日の3日前以降のPCR検査の受検と渡航前及び到着時の陰性証明書の提示が義務付けられるとともに、入国後2日目以前及び8日目以降のPCR検査受検、10日間の隔離等が求められている。なお、入国後5日目の任意のPCR検査の受検により陰性であれば、自己隔離の早期終了が可能となる。また、英国等一部の指定国にてワクチン接種を完了した者は、旅行を開始する日の3日前以降のPCR検査の受検と渡航前及び到着時の陰性証明書の提示、10日間の隔離及び入国後8日目以降のPCR検査受検が免除され、入国後2日目以前の検査手法もラテラルフロー検査での代替が可能となる。
- ・ 日本への直行便は、2021年11月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● フランスは、400人（対2019年同月比99.0%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・ フランス政府により、長距離の公共交通手段の利用には衛生パスポートの提示が義務付けられている。自国民の日本からの入国については、出発72時間前以内のPCR検査陰性証明書又は抗原検査陰性証明書の提出が求められているが、ワクチン接種済みの者に関してはこれらの提出が不要となる。

※ 「衛生パスポート」とは、フランス政府が定める証明書で、ワクチン接種証明、陰性証明、6か月以内のコロナ罹患からの快復証明のいずれかをいう。

- ・ 日本への直行便は、2021年11月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● ドイツは、400人（対2019年同月比98.5%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・ ドイツ政府により、日本は渡航非推奨とされている。自国民の日本からの入国については、

入国前 48 時間以内の抗原検査受検及び陰性証明書の提示、入国前 72 時間以内の PCR 検査受検及び陰性証明書の提示、ワクチン接種証明書又は快復証明書の提示のいずれかが義務付けられている。

・日本への直行便は、2021 年 11 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● イタリアは、200 人（対 2019 年同月比 98.6%減）であった。

・COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。

・長距離鉄道と航空機利用の場合、グリーン証明が必要となる。自国民の日本からの入国については、入国前 72 時間以内に実施したスワブ検体による抗原検査又は PCR 検査の陰性証明提示等が義務付けられている。なお、入国前 72 時間以内に実施したスワブ検体による抗原検査又は PCR 検査の陰性証明の提示に加えて、ワクチン接種証明書又は治癒証明書が提示できない場合、5 日間の隔離 及び隔離期間終了時の検査受検が必要となる。

※ 「グリーン証明書」とは、イタリア政府が定める証明書で、指定のワクチンを規定回数接種し 14 日以上が経過していることを示す証明書、COVID-19 から治癒し隔離を終了したことを示す証明書、イタリア入国前 48 時間以内の PCR 検査又は抗原検査の陰性証明書のいずれかをいう。

・日本への直行便は、2021 年 11 月も引き続き大幅な運休となっている。

● ロシアは、300 人（対 2019 年同月比 97.9%減）であった。

・COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・14 日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、モスクワ市など一部の州が、2021 年 7 月 1 日以降、順次、水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後 3 日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。

・自国民の日本からの入国については、入国後 3 日以内に PCR 検査を受検し、政府ポータルサイトから結果を報告する必要がある。ただし、ロシア国内において 12 カ月以内にワクチンを接種済又は 6 カ月以内に COVID-19 から回復済であれば、これを証明する書類をサイトに登録することで、PCR 検査の陰性結果に替えることができる。

・日本への直行便は、2021 年 11 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● スペインは、100 人（対 2019 年同月比 99.3%減）であった。

・COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。

- ・自国民の日本からの入国については、ワクチン接種証明書の提示、入国前 72 時間以内の PCR 検査受検及び陰性証明書の提示、入国前 48 時間以内の抗原検査受検及び陰性証明書の提示の提示、快復証明書のいずれかの提示等が必要となる。

- ・日本への直行便は、2021 年 11 月も引き続き運休となっている。

4. 中東地域

- 中東地域は、200 人（対 2019 年同月比 98.3%減）であった。

- ・ COVID-19 の拡大により、中東地域各国も、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、トルコは、水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域として、当分の間、有効なワクチン接種証明書を保持していない者は、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後 3 日目の再検査等の対象となっている。

- ・ アラブ首長国連邦及びトルコを除く中東地域各国で日本への渡航が引き続き規制されている。なお、サウジアラビアではワクチン第 2 接種完了又は第 1 接種から 14 日以上経過している人の海外旅行が解禁になるなど、一部の国では条件を満たせば出国規制が緩和されている。

- ・自国民の日本からの入国については、中東地域各国で、一定期間の隔離、PCR 検査受検、陰性証明書の提出、指定アプリのダウンロード等、入国制限や入国後の行動制限が設けられている。なお、カタールではカタール国内で承認されているワクチンの接種完了者は 2 回目のワクチン接種 14 日後から 3 か月以内で入国時の PCR 検査が陰性であれば入国後の隔離が免除されるなど、一部の国では条件を満たせば入国制限や入国後の行動制限が緩和されている。

- ・日本への直行便は、2021 年 11 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

(2021 年 11 月 10 日現在)